

令和3年度年金特別徴収業務に関する事務処理誤りについて

1 概要

住民税の年金特別徴収（年金からの引き落とし）では大田区が対象データを作成し、特別徴収義務者（日本年金機構等）に送信したデータに基づき住民税をお支払いいただいております。

この度、住民税額の変更及び年金特別徴収の停止にあたり、大田区から日本年金機構あてに送信した令和3年10月分の電子ファイルに誤りがあり、令和3年12月及び令和4年2月分において誤った金額が引き落とされていたことが判明しました。

2 影響の範囲

136名

(内訳)

追加納付対象者（納付が不足する方） 135名 2,266,300円

還付対象者（多く納付済みの方） 1名 2,100円

※ 参考：年金特徴による納税義務者数：約4万4千名

3 対応

対象となる区民の方に謝罪文を郵送し、今回の経過及び追加徴収・還付手続きの概要につきましてご案内いたしました。

対象となる区民の方ひとりひとりに対してきめ細かな説明にて対応し、区政の信頼回復に努めてまいります。

4 再発防止策等

同様の誤りを起こさないよう、職員教育の徹底、作業工程の改善を図り、再発防止策を講じてまいります。